

防衛特別所得税に関する政令要綱

- 1 防衛特別所得税の額から控除する分配時調整外国税相当額の計算等の細目等を定める。（第三条関係）
- 2 防衛特別所得税に係る外国税額控除の控除限度額の計算の細目等を定める。（第四条関係）
- 3 予定納税に係る防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合等の計算の細目を定める。（第五条関係）
- 4 防衛特別所得税の課税標準及び税額の申告に関する手続の細目を定める。（第六条関係）
- 5 防衛特別所得税の納付に関する手続の細目を定める。（第七条関係）
- 6 防衛特別所得税の還付に関する手続の細目を定める。（第八条、第十条関係）
- 7 遺産分割等があった場合の修正申告の特例等について、遺産分割等の事由の細目を定める。（第九条関係）
- 8 源泉徴収に係る防衛特別所得税の徴収及び納付又は還付に関する手続の細目等を定める。（第十二条関係）
- 9 年末調整に関する手続の細目を定める。（第十三条関係）
- 10 納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例を定める。（第十四条関係）
- 11 防衛特別所得税に係る関係法令の適用につき必要な事項を定めるほか、所要の規定を設ける。（第二条、第十一条、第十五条関係）

12 この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）